

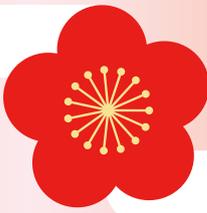
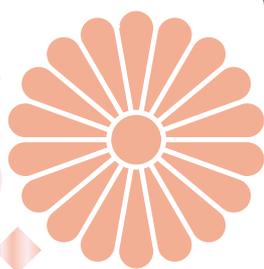
はたち 祝 令和5年標茶町20歳のつどい



はたち 標茶町20歳のつどい

令和5年標茶町20歳のつどいがコンベンションホールういずで開催され、64人が大人としての自覚を胸に、新たな一歩を踏み出しました。式では力強い誓いの言葉や交通安全宣言が述べられ、佐藤町長と菊地町議会議長からは、社会に羽ばたく参加者へお祝いと励ましの言葉が贈られました。式後は20歳のつどい前夜祭実行委員会主催の交流会が行われました。また標茶クラフトビールを作ろう会から、標茶の小学生直筆のメッセージが書かれたクラフトビールが配られました。





令和4年分確定申告相談が始まります

令和4年分確定申告相談日程

今年の申告相談も新型コロナウイルス感染症対策を講じて行います。

- 日程…2月16日(木)～3月14日(火)
- 場所…左ページ「令和4年分申告相談日程表」のとおり

※申告会場では消毒・検温・換気などを徹底しますが、来場される方は必ずマスクの着用をお願いします。
なお、熱がある時は来場をご遠慮ください。

※待機人数が一定数以上になった時は、車でお待ちいただくか、書類をお預かりして一度お帰りいただく場合もありますのでご了承ください。

※換気により会場内の温度が下がる場合がありますので、温かい服装でお越しください。

還付申告相談の事前受け付けについて

今年も新型コロナウイルス感染症対策の一環として「給与収入・年金収入の還付申告のみ」の方の相談を事前に受け付けしますのでご利用ください。

- 日程…2月1日(水)～15日(水)
- 受付場所…役場税務課税務係、磯分内酪農センター、虹別酪農センター、塘路住民センター、茶安別公民館、阿歴内公民館

※「給与収入・年金収入」以外の収入がある場合や所得税の納付が発生する場合は、例年どおり申告会場での相談をご利用ください。

■還付申告相談の事前受付方法

- ①右記の必要書類を用意して、受付場所へ提出する。
- ②後日、申告書完成の連絡が来るので、役場税務課などへ行き、書類を受け取る。

■還付申告相談のメリット

- いったん役場で書類をお預かりするため、待ち時間がありません。
- 対象地域の指定がないため、期間中いつでも提出することができます。

還付申告に必要な書類の例

| |
|-------------------------------|
| 給与の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票 |
| 生命保険料控除証明書（一般・介護・年金） |
| 社会保険料（国保・介護・後期高齢など）の支払額が分かる物 |
| 国民年金・国民年金基金の支払証明書 |
| 小規模企業共済等掛金控除証明書 |
| 地震保険料控除証明書（または旧長期損害保険料の控除証明書） |
| 医療費控除の明細書 ※ |
| 寄付金（ふるさと納税を含む）の領収書、証明書など |

※「医療費控除の明細書」…医療機関の領収書では受け付けすることができません。明細書（人ごと、診療機関ごとに医療費を分けて記載した物）の作成をお願いします。様式は役場税務課税務係および各公民館に設置しているほか、町ホームページから印刷することができます。

問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

新型コロナウイルス感染症対策のため

国税庁ホームページを利用した確定申告をお願いします

給与収入がある方や年金収入・副業などの雑所得がある方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を利用して、スマートフォン・タブレットから、所得税の申告書を作成することができます。確定申告期間中、24時間いつでも利用可能で、税務署や役場に申告相談へ行く必要がなくなります。

受付会場の混雑回避など、新型コロナウイルス感染症対策のため、ぜひご利用をお願いします。

国税庁ホームページでは、所得税のほか、消費税・贈与税の申告書の作成も可能です。画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、簡単に申告書などを作成することができます。

作成した申告書をe-Tax送信(「マイナンバーカード方式」「ID・パスワード方式※」)すると、書類を郵送する必要もなくなります。

※「ID・パスワード方式」は事前に税務署で発行手続きが必要です。

■問い合わせ／e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）

令和4年分申告相談日程表

| 開催日 | 場所 | 午前 | | 午後 | | |
|-----|--------|-----------|---------------------|------------|---------------------|------------|
| | | 対象地域 | 受付時間 | 対象地域 | 受付時間 | |
| 2月 | 16日(木) | 役場大会議室 | 常盤 | 午前9時30分～正午 | 川上・川上公住 | 午後0時30分～3時 |
| | 17日(金) | 役場大会議室 | 開運 | 午前9時30分～正午 | 旭 | 午後0時30分～3時 |
| | 20日(月) | 役場大会議室 | 桜(1～6丁目) | 午前9時30分～正午 | 桜(7～14丁目) | 午後0時30分～3時 |
| | 21日(火) | 役場大会議室 | 富士・平和 | 午前9時30分～正午 | 麻生 | 午後0時30分～3時 |
| | 22日(水) | 虹別酪農センター | 虹別全域 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 24日(金) | 磯分内酪農センター | 磯分内市街 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 27日(月) | 磯分内酪農センター | 磯分内市街以外の磯分内 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 28日(火) | 茶安別公民館 | 共和・下茶安別・中茶安別 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| 3月 | 1日(水) | 阿歴内公民館 | 中央・東・南地区 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 2日(木) | 阿歴内公民館 | 北・北片地区 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 3日(金) | 塘路住民センター | 塘路 | 午前10時～午後1時 | — | — |
| | 6日(月) | 役場大会議室 | オソツベツ | 午前9時30分～正午 | 共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別 | 午後0時30分～3時 |
| | 7日(火) | 役場大会議室 | 久著呂・コッタロ・沼幌 | 午前9時30分～正午 | 常盤・川上・川上公住 | 午後0時30分～3時 |
| | 8日(水) | 役場大会議室 | ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生 | 午前9時30分～正午 | 開運・旭 | 午後0時30分～3時 |
| | 9日(木) | 役場大会議室 | 五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和 | 午前9時30分～正午 | 桜(1～14丁目) | 午後0時30分～3時 |
| | 10日(金) | 役場大会議室 | 虹別・茶安別全域 | 午前9時30分～正午 | 富士・平和・麻生 | 午後0時30分～3時 |
| | 13日(月) | 役場大会議室 | 磯分内全域・オソツベツ | 午前9時30分～正午 | ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生 | 午後0時30分～3時 |
| | 14日(火) | 役場大会議室 | 塘路・阿歴内・久著呂・コッタロ・沼幌 | 午前9時30分～正午 | 五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和 | 午後0時30分～3時 |

◎桜町の確定申告は、桜と桜公住に分けていましたが、例年混雑していることから午前（1～6丁目）と午後（7～14丁目）に分けますので、お間違えの無いようにお願いします。

◎例年、会場を設けた申告相談期間を3月15日までとじていましたが、所得税および復興所得税の納付期限が同日となることから、申告相談期間を3月14日(火)までとしました。

◎役場大会議室の開場時間は午前9時00分、午後0時15分です。

◎例年、庁舎裏玄関で行っていた番号札の配布は中止します。

※新型コロナウイルス感染状況や天候により、中止・変更になる場合があります。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

新入学おめでとうございます

平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれたお子さんが、新1年生として町内の各学校に入学します。
(敬称略、承諾された方のみ掲載)

秋山 ^{すずか} 鈴花^{ちゃん} (直久)

東 ^{かいしん} 海心^{くん} (元太)

鮎川みちる^{ちゃん} (悠)

伊藤 ^{ちひろ} 千紘^{ちゃん} (正和)

植田 ^{みのり} 穂莉^{ちゃん} (尚樹)

牛崎 ^{たいせい} 大誠^{くん} (友惟)

江本 ^{おりの} 緒莉^{ちゃん} (奈南)

追久保乃英^{ちゃん} (健)

岡本 ^{かいせい} 凱生^{くん} (滉己)

加藤 ^{まさと} 聖人^{くん} (友治)

金丸龍乃介^{くん} (美友紀)

東理 ^{あいな} 葵菜^{ちゃん} (雅也)

菊地陽向汰^{くん} (貴之)

倉戸龍乃丞^{くん} (秀之)

栗田 ^{あこ} 空瑚^{ちゃん} (勇)

小玉 ^{るか} 瑠華^{ちゃん} (文也)

小松 ^{まこ} 茉呼^{ちゃん} (拓末)

小山 ^{ももじろう} 桃次郎^{くん} (義幸)

今 ^{りつき} 立稀^{くん} (貴弘)

齊藤 ^{じゅんしん} 純申^{くん} (一也)

佐藤 ^{たくみ} 匠^{くん} (歩)

椎木 ^{ゆうな} 優菜^{ちゃん} (順也)

柴田 ^{はく} 舶^{くん} (充)

澁谷 ^{いぶき} 依吹^{ちゃん} (健史郎)

嶋田 ^{くろが} 空雅^{くん} (拳弥)

東海林るあ^{ちゃん} (弾)

鈴木 ^{あひ} 芽生^{ちゃん} (晴則)

砂山 ^{はすと} 蓮翔^{くん} (珠来)

関 ^{あいと} 碧叶^{くん} (由香)

高田 ^{ゆいと} 優心^{くん} (優佑)

高野 ^{せな} 汐凧^{ちゃん} (貴広)

高橋 ^{つむぎ} 細^{くん} (拓也)

高橋 ^{としはる} 俊春^{くん} (大祐)

高橋 ^{れん} 蓮^{くん} (一博)

高谷 ^{とうじ} 橙治^{くん} (敬太)

竹村 ^{そうま} 颯真^{くん} (康太郎)

谷 ^{そうた} 颯大^{くん} (大輝)

千葉 ^{なおき} 直樹^{くん} (友行)

中下 ^{ひまり} 日葵^{ちゃん} (亮)

野崎 ^{たいせい} 泰成^{くん} (哲矢)

林 ^{かいち} 嘉市^{くん} (大輔)

原田 ^{ゆうき} 結絆^{くん} (啄弥)

平間 ^{ゆな} 結菜^{ちゃん} (好朗)

増井 ^{うたは} 詩葉^{ちゃん} (友幸)

圓山 ^{あらし} 嵐士^{くん} (修)

森田 ^{りきと} 力斗^{くん} (昌樹)

山岸 ^{かずき} 一騎^{くん} (貴之)

※氏名に誤記や抜け落ちなどがある場合は、教育委員会管理課学校教育係 (☎485-2111内線285) まで連絡してください。

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

■インボイス制度の概要／インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額などを伝えるために導入されるものです。

■消費税の仕組み／消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、消費者に物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。



■インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備など／

- ①インボイス発行事業者となるかの判断…インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、売上先がインボイスを必要とするか、申告に係る事務負担がどの程度かかるかなどを検討する必要があります。
- ②登録申請手続き…インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者(課税事業者のみ登録可能)は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります(e-Taxまたは郵送により提出)。なお、制度開始(10月1日)からインボイス発行事業者となるための申請手続きについては、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをご覧ください。

※本文は令和4年12月時点の法令に基づき作成しています。

■問い合わせ／インボイスコールセンター (☎0120-205-553)

▶インボイス制度特設サイト



第3期標茶町地球温暖化防止実行計画

今日から始めよう！ プラスチックごみ削減



第3期実行計画の 排出量削減目標

基準年度（平成25年度）
7,812 t

削減目標
23%減少

目標年度（令和7年度）
6,016 t

本町では地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を削減するため「第3期標茶町地球温暖化防止実行計画(令和3～7年度)」として右記の目標を設定しています。目標達成に向けては節電やごみの分別などを徹底していますが、中でも燃やせるごみの中にプラスチック類が多く混ざっていることで発生する二酸化炭素排出量が削減への足かせとなっています。プラスチックごみ削減のため、分別にご協力をお願いします。

資源ごみとして出すことができるプラスチック類



ボトル類



キャップ類(ふた)



チューブ類



カップ・パック類



袋・フィルム類



緩衝材類

注意

- ごみは固形物が落ちる程度に水ですすぎ、乾かしてから出してください。
- 緩衝材類は15cm以内に小さくしてください。
- プラマークのない製品は右記の「資源ごみとして出すことができないプラスチック類」になります。
- プラマークが商品パッケージなどにまとめて書かれてる場合、個々にマークが付いていないことがありますので確認してください。



資源ごみとして出すことが できないプラスチック類

以下の物は資源ごみの対象となりません。「燃やせるごみ」として出してください。

- プラスチック製であっても、商品として売られている物。または容器でも包装でもない物。

洗面器、コップ、歯ブラシ、文房具、ごみ箱、収納ボックス、三角コーナー、ザル、ボウル、弁当のスプーン・フォーク、飲料パックのストロー、おもちゃ、水槽、CD・DVD、衣装ケースなど

- プラスチック製の容器であっても、中身と一体で使う物。

メガネケース、CD・DVDのケース、貴金属の保管ケース、楽器やカメラのケース、ラケットのケース、ゲームのケース、工具のケースなど

～問い合わせ～

- ◎標茶町地球温暖化防止実行計画に関すること／役場企画財政課企画調整係（2階①番窓口☎内線222）
- ◎プラスチックごみ分別に関すること／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）



ホームページ



■募集期限／2月20日(月)
■募集方法など／詳細は釧路開発建設部のホームページをご覧ください。
■問い合わせ／釧路開発建設部治水課（☎0154-12417250）

釧路川水系河川
整備計画(変更)
原案について

北海道開発局釧路開発建設部では、近年の気候変動による降雨量や洪水発生頻度の変化などを踏まえた釧路川河川整備計画の見直しを進めるに当たり「釧路川水系河川整備計画(変更)原案」について、関係する流域住民の皆さんから広くご意見を募集します。

標茶町事業継続

緊急給付金のお知らせ

本町では、コロナ禍における原料など（原材料、資材、燃料、光熱費）の価格高騰による影響を受けた町内の事業者に対し、負担を軽減する支援として、標茶町事業継続緊急給付金を支給しています。

申請書などは役場、各公民館に設置しているほか、町ホームページでも公開しています。

○支給対象者／次の要件を全て満たす方

①原料などの価格高騰による影響により、令和4年9月から11月までに購入した原料などの単価が、令和2年12月から令和4年8月までのいずれかの月の単価より増加している方

②町内に事業所（店舗）を有する農林漁業者および商工業者

③町税を完納している方、または3カ月以内に完納の確実な計画を有する方

④「標茶町介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金」および「飼料価格高騰に係る酪農経営

緊急支援事業」の対象者に該当しない方

⑤申請日現在で営業しており、給付金支給後も引き続き営業する意志のある方

※電気・ガス・熱供給・水道業、銀行業、協同組織金融業、複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教団体などは対象外です。

○給付金額／1事業者につき10万円（1度限り）

○申請期限／2月28日（必着）

○申請先・問い合わせ／

・農業・林業を営まれている方：役場農林課農業企画係（⑩番窓口 ☎内線241）
・漁業・商工業を営まれている方：役場観光商工課商工業係（2階⑩番窓口 ☎内線251）



農業委員の募集について

現委員の任期満了に伴い、標茶町農業委員会の委員を次のとおり募集します。

■主な職務内容／

- ・「農地の権利移動、転用の許可などの審議・決定、これらに関する現地調査」
- ・「担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに伴う現地調査指導・監視業務など」
- ・「農家からの相談対応、農家への助言・指導」

■推薦・応募の資格／農業に関する識見を有し、農地利用の最適化やその他の農業委員会が所管する事項に関して、職務を適切に行うことができる方。ただし「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方」「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方」は応募できません。

■応募方法／推薦は委員にふさわしい方を、3人以上の個人または団体が推薦するものとし、応募は自ら委員の募集に応募するものとします。推薦・応募を行う方は、規定の様式に必要な事項を全てご記入の上、推薦を受ける方または応募する方の住民票（本籍記載のあるもので発行後3カ月以内のもの）を添えて提出してください。

※推薦・応募用紙は農業委員会事務局に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロード可能です。

■情報の公表／推薦を受けた方および応募した方の氏名・職業・年齢・性別などについて、募集期間の中間と終了後に町ホームページで公表します。

■募集人数／16人

■任期／令和5年7月20日～令和8年7月19日（3年間）

■身分／町の特別職の非常勤職員

■報酬／月額56,000円

■募集期間／2月1日（水）～28日（火）（必着）

■選定方法／標茶町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長は、評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得た上で任命します。

■選考の考え方／選考は、応募資格を有する方のうちから、以下の要件に留意して書類などにより評価を行います。

- ①「認定農業者」が過半数を占めること（9人以上）
- ②農業委員会が所管する事項に関し「利害関係を有しない者」が含まれること（1人以上）
- ③性別、年齢などに著しい偏りが生じないように配慮すること

■提出先・問い合わせ／標茶町農業委員会事務局（⑩番窓口 ☎485-2111内線171）



標茶町国民健康保険では、対象期間中に医療機関を受診した全ての被保険者の皆さんへ「医療費のお知らせ（医療費通知）」を年2回送付し、医療費総額などをお知らせしています。

確定申告での使用について

医療費通知は、確定申告の医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関しては、役場税務課税務係または税務署にお問い合わせください。

医療費通知の発送月・対象月

| 発送月 | 診療月 |
|------------|--------------|
| 令和5年2月（上旬） | 令和4年1～11月診療分 |
| 令和5年3月（上旬） | 令和4年12月診療分 |

注意事項

- ・医療費通知は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・医療機関の請求漏れや請求内容を審査中の場合、一部の受診記録が記載されていないことがあります。
- ・医療費助成などを受けている場合、記載されている「自己負担額」が実際の自己負担額と異なる場合があります。

■**問い合わせ**／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ

今年度の対象の方は3月31日（金）までの接種になります。今まで一度も接種したことがなく、接種を希望する方は下記係まで申し込みください。

- 実施医療機関**／町立病院
- 自己負担額**／3,000円（町民税非課税世帯および生活保護世帯は無料です）
- ※完全予約制です。日にちに余裕をもって申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ**／ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）

令和4年度の対象者

| | |
|------|--------------------------|
| 65歳 | 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方 |
| 70歳 | 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方 |
| 75歳 | 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方 |
| 80歳 | 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方 |
| 85歳 | 昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方 |
| 90歳 | 昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの方 |
| 95歳 | 昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれの方 |
| 100歳 | 大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの方 |

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障がいのある方で、身体障害者手帳1級程度の方も対象になります。
※接種したことのある方は、5年以上経過しても対象となりません。

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

■**支給対象者**／令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者などの3親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■**支給内容**／国債名称…第十一回特別弔慰金国庫債券 い号（額面は25万円で、1年ごとに5万円分支給されます）

■**請求期限**／3月31日（金）まで（請求期限を過ぎると、受給できなくなりますのでご注意ください）

請求窓口・問い合わせ／北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（☎011-231-4111）

役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線133）

新規取得者

に商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券千円分を贈呈しています。

この事業は、3月31日(金)までにマイナンバーカードを取得された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方には、順次オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されており、スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取り、簡単に申請できます。

○**対象者**／マイナンバーカードを初めて取得する標茶町民

○**取得期限**／3月31日(金)

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係
(2階⑬番窓口 ☎内線218)

※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバーカード申請

どこにでも行きます！

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅、集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○**申し込み**／下記QRコードより申し込みください

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口 ☎内線218）、役場住民課町民係（1階①番窓口 ☎内線121）

申し込み



マイナンバーカード

夜間窓口開設のお知らせ

マイナンバーカードを受け取るためには、申請時に全ての書類を提出し、本人限定郵便で受け取るか、平日役場開庁時に、来庁し必要な手続きを行った上で、受け取る必要があります。

仕事や学業などで、役場が開庁している時間にマイナンバーカードを受け取りできない方を対象に、**毎月第3・4水曜日**に、夜間窓口を開設します。

夜間窓口では、マイナンバーカードに関する問い合わせやマイナポイントなどの相談も可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

○**場所**／役場1階マイナンバーカード専用窓口

○**日時**／2月15日(水)・22日(水)、午後8時まで

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係
(2階⑬番窓口 ☎内線218)

標茶町全域光回線利用開始

標茶町全域で光回線サービスの利用が開始されています。

光回線サービスを利用したインターネット接続で、動画の視聴や大量のデータ送受信が容易に行えるようになるなど、さまざまな場面での利用が想定されます。ぜひ、光回線サービスの利用をご検討ください。

光回線サービスの利用開始には、光回線サービスを提供している、プロバイダ事業者へ直接申し込む必要があります。プロバイダ事業者は、光回線工事を行ったNTT東日本やNTT光コラボレーションモデル事業者が該当になります。光回線サービス提供事業者に申し込みする際は、ご注意ください。

町内事業者からの購入限定

Wi-Fiルーターの購入費用を助成します！

光回線の利用開始に伴い、Wi-Fiルーターの購入費用を下記のとおり助成します（町内事業者から購入した場合のみ対象）。購入可能な町内事業者は、町内に店舗を有する事業者で業種は問いません。購入を希望する場合は、各事業者にお問い合わせください。

○**助成対象**／町内で開設した光回線を利用したWi-Fiルーターの購入費用

○**助成金額**／購入費用に対して2分の1（上限5,000円）

○**申請に必要な物**／

- ・助成申請書（町ホームページまたは下記係に設置）
- ・町内事業者より購入したWi-Fiルーターの費用が確認できる請求書や領収書などの写し
- ・振込口座が確認できる物

Wi-Fiルーターとは…

ケーブル不要でインターネットにつながります！家の中などで使うパソコンやスマートフォン、プリンターやIoT機器などを、無線の電波でインターネットにつなげる便利なものです。

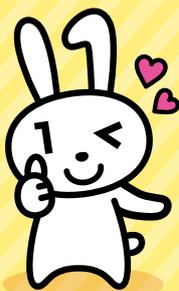
申し込み・問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口 ☎内線218）

マイナンバーカード お持ちですか？



郵便局で マイナンバーカードの 申請サポート実施中

2023年1月10日(火) ~ 2023年3月31日(金)



※一部の郵便局で実施しています。

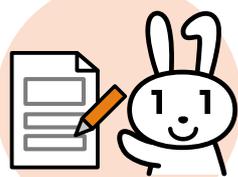
簡単!

申請の流れ

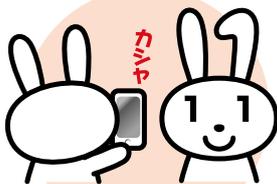
手ぶらで簡単! 無料でできます!

QRコード付き交付申請書をお持ちの方はご持参ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



申請書記入



顔写真撮影



申請完了

申請後



はがきが届く
(概ね1ヶ月後)



交付場所へ行く

GET!

